

日本褥瘡学会 褥瘡・創傷専門薬剤師認定制度施行規則

第1章 総則

第1条 一般社団法人 日本褥瘡学会(以下「本学会」と略す。)は、褥瘡治療に関して、医療機関と薬局が連携して的確な医療を提供し、薬剤師による褥瘡に関する予防と治療における薬学的な介入によって褥瘡医療の水準を向上させ、他職種と連携して国民の福祉に貢献することを目的とし、知識および経験を有する薬剤師を認定するため、褥瘡・創傷専門薬剤師(以下 専門薬剤師と略記) 認定制度施行規則を制定する。

第2章 専門薬剤師制度を運用する機関

第2条 専門薬剤師制度の運用は、学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会が行う。

第3条 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会は、専門薬剤師制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用にあたって生じた疑義を処理するとともに、専門薬剤師認定の認定審査と更新審査を行う。

第4条 委員会の事務は日本褥瘡学会事務局において行う。

第3章 専門薬剤師申請資格

第5条 本学会は前条の目的を達成するため、この規則によって日本褥瘡学会認定褥瘡・創傷専門薬剤師を認定する。専門薬剤師は第6条による所定の資格ならびに課程を終了した者を専門薬剤師として認定する。

第6条 (申請資格) 以下の各項をすべて充足するものとする。

- 1) 日本国の薬剤師免許証を5年以上有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えているもの。
- 2) 申請時に日本褥瘡学会会員であって、申請の時点で会費が未納でないこと。
- 3) 褥瘡の予防、医療に従事し、日本褥瘡学会認定褥瘡薬剤師または日本褥瘡学会在宅褥瘡予防・管理師を取得していること。
- 4) 日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本医療薬学会認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システム「JPALS」クリニカルラダーレベル5のいずれかの認定を取得していること。
- 5) 本学会及び学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会が認定する大会において、筆頭発表者として口頭発表またはポスター発表を行なっていること。または褥瘡・創傷領域の論文を投稿していること。
- 6) 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会が認定する褥瘡・創傷領域の学術講習を合計100単位以上、実技研修は40単位以上履修していること。また、日本褥瘡学

会学術集会には申請時より遡って4年以内に最低1回は参加していなければならない。

- 7) 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会が規定する、薬学的実技研修における所定の課程を終了していること。
- 8) 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会が規定する褥瘡・創傷専門薬剤師試験に合格すること

第7条 (従事期間、施設の条件)

- 1) (期間) 4年以上褥瘡の予防、医療に従事する証明は、医療機関の施設長もしくは日本褥瘡学会評議員が行う。
- 2) (施設) とくに医療施設は指定しない。

第5章 認定の方法

第8条 (提出書類) 申請者は、施行細則に定める書類と認定審査料を定められた期日までに納付し、本学会に提出するものとする。

第9条 (公示) 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会は年1回認定審査を施行し、その日時、その他については実施6ヵ月前に公示する。

第10条 (認定審査) 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会は申請者に対して認定審査を行い、委員会が必要と認めた申請者に対しては筆記または口頭の試験を行う。

第11条 (審査結果の通知) 学術・教育委員会薬剤師教育作業部会は、審査の結果を理事長に報告する。理事長は報告にもとづき、理事会の議を経て、専門薬剤師審査の結果をすみやかに申請者に通知する。

第12条 (登録) 専門薬剤師審査合格者は所定の登録料を本学会に納付しなければならない。そののち理事長は専門薬剤師審査合格者を専門薬剤師登録原簿に登録、公示し、認定証を交付する。

第13条 (有効期間) 認定証の有効期間は交付の日より5年とする。

第6章 認定の更新

第14条 (更新の時期) 専門薬剤師資格の継続を望む者は資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

第15条 (更新の申請)

- 1) 専門薬剤師資格の継続を望む者は有効期間内に毎年5単位以上、5年間で60単位以上の研修を受けなければならない。
- 2) 専門薬剤師資格の継続を申請する者は別に定める申請書類を提出し、更新審査料を本学会に納付しなければならない。

第16条（更新審査） 学術・教育委員会薬剤師教育作業部会は、認定資格更新申請者に対して毎年1回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第17条（登録） 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。そののち理事長は更新審査合格者を公示し、継続認定証を交付する。

第7章 資格の喪失

第18条（資格の喪失） 専門薬剤師は次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 専門薬剤師資格を辞退したとき
- 2) 専門薬剤師資格の更新をしなかったとき
- 3) 本学会を退会したとき
- 4) 本学会より除名されたとき
- 5) 死亡したとき

第19条（資格の留保） 専門薬剤師資格の更新審査にて不合格となった者はその認定資格を1年間留保する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、薬剤師教育作業部会および理事会の議決によって資格を喪失する。なお、海外留学、病気、その他薬剤師教育作業部会が妥当と認める理由があれば、その留保期間は延長される。

第20条（認定の取り消し） 専門薬剤師としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、薬剤師教育作業部会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を取り消すことができる。

第8章 審査料および登録料

第21条 審査料及び更新審査料は、10,000円である。

第22条 登録料は、10,000円である。

第23条 既納の審査料、登録料は返却しない。

第9章 その他、規則の変更手続

第24条（その他）本規則に定めるもののほか、本規則の実施について必要な事項は別に定める。

第25条（改廃）この規則の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附 則

1. この規則は、2022年7月1日より施行する。